

令和6年度 第1回 江戸川区地域自立支援協議会 議事録要旨

<開催概要>

日 時 令和6年5月22日（水）午後1時30分～午後3時40分
場 所 グリーンパレス 千歳・芙蓉
出席者 杉野会長、戸倉副会長、金栗委員、矢島委員、堀江委員、折橋委員、
加藤委員、小林委員、藤原委員、日永委員、蛭川委員、今井委員、
塚本委員、佐藤委員、吉澤委員、熊委員、中村委員、久我委員

次 第 1. 開 会

2. 議 事

- (1) 令和6年度地域自立支援協議会の内容及び江戸川区地域自立支援協議会設置要綱の改正について
- (2) 令和6年度地域自立支援協議会 部会（案）について
- (3) 第3次江戸川区障害者計画・第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画について
- (4) 令和6年度地域自立支援協議会のスケジュールについて
- (5) その他

3. 閉 会

<議事要旨>

障害者福祉課長

これより令和6年度第1回江戸川区地域自立支援協議会を開会いたします。終了は午後3時30分を予定しておりますのでよろしくお願ひいたします。

議事の途中に資料の不備、不足等ございましたらお声かけをいただければと思います。

本日の出席についてご報告をさせていただきます。江戸川区医師会 守島委員、白鷺特別支援学校 川上委員、ハローワーク木場 鳥澤委員、江戸川ろう者協会 佐野委員、江戸川区立福祉作業所 三橋委員、社会福祉法人ひらいルミナル 星委員、区民公募 中川委員につきましては、ご都合により欠席の連絡をいただいております。

次に、新任委員のご紹介をさせていただきます。昨年度委員を務められました、都立鹿本学園の高橋委員に代わりまして、都立鹿本学園校長の堀江浩子委員になります。同じく昨年度、区立中学校校長会の推薦により委員を務められました石井委員に代わりまして、小松川中学校校長の折橋信二委員になります。以上2名が交代になっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

まず初めに、事務局を代表しまして、福祉部長および江戸川保健所長より一言ごあいさつを申し上げます。

—福祉部長挨拶—
—江戸川保健所長挨拶—
—事務局紹介—

障害者福祉課長

それでは、ここからは会長に進行をお願いしたく存じます。会長、よろしくお願ひいたします。

会長

よろしくお願ひします。本日は限られた時間内で有意義な会議にできますよう、議事進行につきまして、皆さまのご協力をお願ひいたします。

本日の協議会は公開として傍聴者の希望を募っております。その点について事務局から報告してください。

障害者福祉課計画調整係長

江戸川区のホームページで傍聴者を募ったところ、4名からお申し込みをいただきました。皆様のご了解をいただければ入場していただき、資料もお渡したいと考えております。

会長

委員の皆様、よろしいでしょうか。

－委員確認－

会長

それでは、傍聴者の方に入室していただきてください。

－傍聴者入室・着席－

会長

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。本日の議事は、昨年度最後の協議会で積み残した課題がたくさんありますので、なるべく皆さんにご意見がいただけるように進行していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

では、議事1「令和6年度江戸川区地域自立支援協議会の内容および江戸川区地域自立支援協議会設置要綱の改正について」事務局からお願ひします。

障害者福祉課長

資料1をご覧ください。江戸川区地域自立支援協議会についてご説明をさせていただきます。まず、開催概要ですが、協議会は平日水曜日の午後の開催を基本としまして、毎回協議会で次回の日程を決定しています。本年度は、年3回の開催を予定しています。

令和6年度も、引き続き共通理解の醸成を目的としまして、障害者福祉関連の情報共有と障害者差別に関する相談事例の共有と意見交換を中心に実施します。これ以外につきましては必要に応じて適宜実施したいと考えております。

続きまして、取り組み内容については2点記載させていただいております。

1点目が、昨年度策定しました第3次障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画について、委員内で情報共有するとともに、課題となっている箇所について、引き続き意見交換を行いたいと考えております。

2点目が、地域生活支援拠点の設置に向けてです。地域生活支援拠点とは、障害者の重

度化や高齢化、親亡き後を見据えて、地域で安心して生活していくための地域の体制づくりです。昨年度、協議会で開催した各団体との懇談会を踏まえて、今後、地域で安心して暮らし続けるために「地域生活支援拠点の整備」に向けた部会などを設置して、整備を進めていくことを考えております。

会長

昨年度は協議会を合計4回実施し、懇談会も何回か行いました。今年度は部会を設置する予定なので、全体の協議会としては3回になります。懇談会も継続して実施しなければならないと思っています。

障害者計画等については、策定して終わりではなく、P D C Aサイクルによる見直しが必要です。3年後には障害福祉計画の第8期を、5年後には障害者計画を策定することになりますので、今から準備しなければいけません。まだ議論できていない障害児教育や就労政策についての懇談会等も、今から立ち上げていかないと難しいと思っています。

地域生活支援拠点の整備については、今年度から努力義務化されましたので、今年度中の設置に向けてこれを優先させたいと思っています。

以上ですが、何かご質問、ご意見等あればお願いします。

では、続きまして、設置要綱の改正についてご説明お願いします。

障害者福祉課長

資料1－2の地域自立支援協議会の設置要綱の新旧対照表についてご説明します。

昨年度、地域自立支援協議会については、附属機関として条例に位置付けられました。趣旨としましては、計画の策定や昨年策定した障害者権利条例がきちんと地域で活かされているかなどを議論していくという考えに基づいて、附属機関化させていただきました。地域自立支援協議会は、これまで同様、情報共有を中心に、より地域にいいものを活用していくということを目的としながら、区からのいわゆる諮問に基づいて、議論する際には附属機関の立ち位置として実施していくということで、区としては考えております。

今回の要綱改正に伴いまして、この会議体が現在の状態から何か大きく変わるというところは今現在としては考えておりません。ただ、計画策定や条例について皆さんに意見を伺う場合に、附属機関として改めて内部で会議体を設置する必要があると考えています。

改正内容について、第1条は、附属機関として設置したという改正です。

第2条は、差別解消について協議会に位置付けられたこと、「障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例」について進行管理と評価すること、部会の運営に関する事を新たに追加しております。

第3条は協議会の組織については、民生・児童委員、教育関係者、就労支援関係者を関係行政機関として括らせていただいております。そういった意味では対象者を大きく変えたというよりは、文言の整理をさせていただいたということになっております。

公募区民については、昨年度は計画の策定があり組織の人員として入れておりましたが、第6条に専門委員の項目を追加しまして、必要に応じて専門委員を委嘱できる形で設定させていただいているので、今後、具体的に専門事項を検討する際には、このような場に出席していただくことを想定しております。

今年度につきましては、委嘱期間の途中ですので、今いらっしゃるメンバーで実施させていただき、来年度の委員交代で新たな委員が選任された際に、このような基準に基づいて実施していきたいと考えております。設置要綱については、以上になります。

会長

私から補足させていただきますと、これまでの要綱は、障害者総合支援法第89条の地域自立支援協議会という体を取りながらも、そこにいろんな他の要素のものが追加されていた印象があって、そこをまずきちんと整理してほしいということでお願いした次第です。

あくまでも主となるのは、障害者総合支援法第89条であると思うので、これは障害福祉サービスの事業者と利用者が中心になった連絡意見交換会議だと思います。いわゆる区内に広く開かれた民主的な議論や審議をする場所ではないという意味で、公募区民は相応しくないのではないかということは私から言わせていただきました。

その一方で、今回新たにこの協議会に付け加えられた障害者の権利条例の評価、監視、それから附属機関です。条例の附属機関として審議となると、こういったケースにおいてはやっぱり公募区民というのが相応しいと思います。

今回の要綱の改正では、協議会本体はできるだけ総合支援法第89条の性格に近づけるような形にして、附属機関として何かの審議を区長から依頼があり、あるいはその条例についての評価してくれと言われた場合は、部会を設置するという形で対応しようと考えています。部会は、協議会に属していますが、全く別の会議として考えていただいても構わなくて、そのような場合に公募区民を募集したりできるのではないかと思っています。それから、部会を設置する場合に、総合支援法第89条の委員だけで部会は運営できないので、それぞれの部会の目的に沿った専門委員という方をまた公募区民とは別に募るというやり方とも考えています。

この後に議題として提案する今年度の2つの部会については、今申し上げたような独立性の高い部会ではなくて、むしろこの協議会の分科会的なものとして位置付けるので、同じ部会といってちょっと性格が違う部会があると思っています。

何かご質問、ご意見あればお願いします。今日初めて見ただけでは何とも言えないかもしれませんけど、後日にご質問があれば事務局にお願いします。

それではこの新しい要綱の第2条をご覧ください。この協議会は何をするところなのかということで、以前より内容を明確にして数も増えています。総合支援法第89条の協議会の役割に当たるのが、(1) (2) (4) (5) の4つです。(3)は、障害者差別解消法という別の法律があって、その中で障害者差別地域支援協議会の設置が求められていますが、それをこの協議会が兼ねているという形になります。

それから(6)障害者計画の策定というのは、障害者基本法の合議制機関というのが定められていて、その役割もある程度独立性の高い部会でやったほうが本来はいいだろうと思います。(7)の障害者の権利条例の進行管理、評価に関することについても、協議会でそのまま行うは相応しくないので、部会を設置する必要があると思います。

補足は以上ですが、(3)の差別解消法に関することについて、今日の配付資料の中に、「障害者差別解消に関する事項」で「令和5年度江戸川区における差別解消に向けた取り組み(報告)」があります。この資料をもとに、差別解消地域支援協議会として意見交換をしたいと思います。

では、事務局から説明をお願いします。

障害者福祉課長

資料6-2の令和5年度の江戸川区における差別解消に向けた取り組みについて、差別解消法に基づく障害者差別解消地域支援協議会という位置付けでご報告をさせていただきます。

昨年度1年間で区へ寄せられました相談件数は8件です。主な具体例として4件こちらに記載させていただいております。

1件目が、視覚障害者への対応で、医療検査センターでの検査の際に、職員とのやりとりの中で、「検査が終わったから早く帰って」とか「どの程度見えるか分からない」というような言葉を言われたというご相談をお受けしました。

医療検査センターと情報共有しまして、同センター長から本人に謝罪し、今後このような対応がないように障害者福祉課が直接同センター全職員に対して研修を実施しました。

2件目が、身体障害者への対応で、コンビニエンスストアに買い物に行かれた障害のある方の紙パンツが少し見えていたようで、お店から「紙パンツが見えてるから来ない」と言われたという案件です。ご相談の際に本人が直接お店に話をするという意向だったため、説明後に店舗の対応に問題あるようであれば連絡をもらうことになっていましたが、その後に特に連絡はなかったということです。

3件目が、聴覚障害者への対応で、くすのきカルチャー教室に申し込みたいが、連絡先が電話番号のみでFAX番号がないため申し込みができないというお話しでした。

福祉推進課へ情報を共有しまして、ホームページにFAX番号を掲載して受け入れの対応をしたという事例です。

4件目が、聴覚障害者への対応で、乗車しているバスが急停車する時にアナウンスは流れるが掲示板などの表示が出ないので、聴覚障害者には分からず非常に危険な目に遭ってしまうというご意見でしたので、東京都交通局に区民からの意見として情報提供しました。

ご相談の内容により区でなかなか解決が難しい場合には、東京都の障害者権利擁護センターにあっせんのお願いをさせていただくことがございますが、昨年度は0件でした。

差別解消法に向けた区の取り組みとしては、資料のとおりです。

それから本年度より事業者による合理的配慮の提供が国の法令では義務化されておりますが、東京都では先に条例で都内の事業所に対して義務付けをしてますので、この4月で大きく変わったというよりは、東京都としてはすでに対応しているという形です。

会長

ありがとうございました。障害者差別解消法というのは、不特定多数にサービスを提供している全ての事業者が対象になっているので、行政サービスも福祉事業も教育サービスももちろんですが、あらゆる民間サービスが対象になっています。そのサービス利用を保障する合理的配慮の提供というのは一義的には個々の事業者にあるわけですが、相談については東京都の障害者権利擁護センターが広域相談をしています。

障害者差別解消支援地域協議会としての本協議会の役割は、江戸川区内の差別案件に関して情報共有をして、区内の事業者等に向けた啓発の取り組みなどを協議することが期待されているというふうに思っています。

それでは、今の区からの報告についてご意見がある方、あるいは皆さんの中で差別相談、障害者差別解消法関係の相談窓口をされてる事業者の方がいればご意見はありますか。

委員

私どもが行っている地域活動支援センターと呼ばれる事業の中では、常日頃ご相談に応じておりまして、権利擁護に関する相談も数多くあります。ですので、この件数のほかにも事業者が対応している差別に関する相談も数多くあると思っております。

私どもは主に精神障害をお持ちの方の事業を行っておりまして、精神障害をお持ちの方

のご相談ではやはり権利が侵害されたと思われる事案が多くあります。個別に介入させていただくことや相手の方との仲介に入ることもあります。また、障害のあるご本人には自分が障害者だからそういう扱いを受けたのか、そうでない部分が原因なのかの判断がつかない相談もあります。2カ月に1回、弁護士を招いて法律相談を実施しておりますので、その中でそのような事案を取り扱うということもあります。

会長

ありがとうございました。江戸川区社会福祉協議会でも権利擁護の相談は受けていませんか。

障害者福祉課長

相談を受けていると聞いてますが、内容までは把握しておりません。

会長

商店街連合会では何かそのような話はありますか。

委員

事例の2番目は、特に商店街のお店が絡んでると思われます。取り組みにあるとおり、区から各商店街連合会に対してチラシをいただいており、区内7支部の商店街の支部長あるいは副支部長に周知しています。ただ、お店 자체は約2,000店ありますので、そちらすべての店舗にその通知が届くかというのは、正直言って私どもとしても不安な部分があります。特にお店を経営している方の高齢化について、昔のやり方でお仕事をされている方が非常に多いと思われますので、そういったところに対して、いかにアプローチしていくか。私どもの声がなかなか届かないという非常に残念なところがありますが、今後も努力してまいりたいなと考えております。

会長

ありがとうございます。商店街のお客さんも結構高齢の方や外国籍の方が多い感じもしますし、多様性のあることなので、そのような中で障害のある方も利用者として受け入れられていくといいのかなと思います。

他にご意見はございませんか。

委員

今回、事例の報告をいただきましたが、差別が起こるのは差別解消に向けた法律を知らないからなのか、個人の認識が足りないのか、差別意識があるからなのか、そもそもその原因はどこにあるのか。結局、全般的にまだ一般の皆さんが知らないというところが原因ではないかとは思うのですが、少し何が起きたかというところの原因を分類していただいて、形式として多いようなものに特に重点的な対応をしていただくといいなと思います。

障害者福祉課長

ご指摘のとおりだと思います。法律がどうこうというよりは、やはり個人の意識の問題というのがあると思っていて、そこから変えないといくら法律を作ったとしてもここは解決していかないということを現場で感じています。理念条例を策定させていただきました

が、いわゆる障害の社会のモデルの考え方というのがまだまだ全然浸透していないのを感じていますので、そこを認識して皆さんの価値観を変えていってもらわないと難しいと思います。それには子どもの頃からのさまざまインクルーシブな環境も必要だと思いますし、こういった機会を得て、しっかりと知識を入れていくことがとても大事であると思っています。

会長

ありがとうございます。実はこの問題は、一番うまくいってないケースなのかなと思っています。かなり早い段階で障害のある大学生に対する合理的配慮が導入されているんですが、何でそんな配慮をしなきやいけないのかという意識の先生方も、決して少なくありません。先生の話が聴覚障害の学生に伝わらずどうしようもない状況が大学でも結構あります。だから意識の問題もそうですけど、結局こうやって積み重ねていくしかないのかなと思います。お客さんに対して自分の提供するサービスがお客さんに届いていないということなので、やはりもう少し顧客意識を持つということも大切です。

では、次にまいりたいと思います。

資料6－1をご覧ください。こちらは虐待防止ネットワークに関する資料ですが、これは総合支援法の協議会事項の中に含まれるものですので、江戸川区の障害者虐待対応状況について事務局より報告をお願いします。

障害者福祉課長

資料6の令和5年度の江戸川区障害者虐待対応状況（速報値）について、説明させていただきます。

虐待の受理状況について、令和5年度に障害者福祉課内に権利擁護係が新設されましたので、令和4年度に比べて約3倍近い数の147名からの虐待通報がありました。認定件数も43名で約2倍となっておりますが、やはり担当係ができる対応を進める中で、軽微なものでも通報いただけるようになったという状況がございます。

件数は増えましたが調査をさせていただくと、虐待まで至らないというような内容も多々ありましたが、やはりこのような対応を積み上げていくことで、相談につながってくるかなと考えています。

次に虐待の内容別件数ですが、やはり身体的なものというのが一番多いというのは昨年同様変わらない状況です。

通報・相談件数は、令和4年度に比べて令和5年度は本人からの通報が一番多くありました。これが権利擁護の視点をいろいろ周知しているというところの一定の効果かなと考えています。また、サービス提供事業者、計画相談員、施設内職員、施設管理者など内部からの通報も多くなっております。自分の施設内で起きたことを施設長等ではなく、施設内でこういうことが起きていますと組織に内密に通報されてくるケースも比較的多くありました。背景としましては、サービスの事業所の運営状況というのが虐待と非常に密に絡んでいるということが現場の感想としてあります。組織体制が少し揺らいでいるようなところというのが、非常にこういうことが起きやすいという現状があるのではないかと思っています。

虐待者については、昨年度に多かったのは、父母からのものです。他にはB型の事業所職員も多くありました。

性別や年齢構成と対応結果については資料のとおりになります。

会長

ありがとうございます。これは主に障害者虐待防止法に関連します。擁護者による虐待と福祉事業者による虐待、この2つが特にこの協議会では重要な点となります。要擁護者からの虐待ケースは、計画相談事業者の方を中心に、早期発見、見守りが求められます。

それから福祉事業者による虐待に関しては、その防止へ向けた情報交換等、そういう役割がこの協議会では求められているわけですが、この点についてご意見をお願いします。

委員

令和4年度に比べて通報が増えているというのは、これまでどこに言ったらいいか分からなかつたという虐待の実態が見え始めてきたことですので、対応されている権利擁護係の職員は大変ご苦労されているかと思いますが、窓口ができたということの意義はほんとに大きいと思います。

ただ、虐待は発見したからそれで終わりではなくて、発見した後に福祉サービス等を利用しながら、その人が本来その人らしく生活するためにというふうにつなげていかなければいけないとも思いますので、行政の方だけではなくて、その地域全体で関わるということが必要ではないかと改めて感じました。

対応結果の施設入所等の件数について、令和5年度が12名、令和4年度が8名とありますが、どのような施設に入所もしくは保護という形になったのかを教えていただけたらと思います。またどの辺りに入所されたかも教えていただきたいと思います。

障害者福祉課長

こちらの資料には施設入所等の内訳の記載はありませんが、一番多いのはグループホームの入所だったと思います。一部重度の方で区外の施設入所という方もいらっしゃいましたが、区内のグループホームですぐ入れるところであれば対応可能ですし、虐待者と離す必要がある場合は区外のグループホームを利用したケースが多くありました。

会長

このB型事業所の職員による虐待が多いのは、何か理由は考えられますか。

障害者福祉課長

昨年度に1つの事業所で複数人の虐待認定があり、その影響があると思います。

会長

虐待の件数は割と少ないという感じがします。施設職員、福祉サービス従事者の方は新人さんとか経験の少ない方とか、人手不足とかそういういろんな要因でどんどん不適切な対応のリスクが高まっているので、そういうことも含めて事業者内での研修とか、特に新人さんに対する見守りなど、どう対応すればできるようになるのかというような情報交換をこの場でしていただければと思います。

他にご意見なければ、1番目の議題は終了ということでよろしいでしょうか。

では、議事2「令和6年度地域自立支援協議会部会（案）について」ですが、資料5をご覧ください。

今年度は、地域生活支援拠点部会と災害時自立支援部会という2つの部会を設置したいと思っています。これは全部たたき台ですので、名称も目的も内容も構成員もこの場でご

議論いただいて決めて設置しないと次に進みませんので、最初の議題に挙げさせていただきました。

まず、災害時自立支援部会についてお話しします。防災関係については以前からこの協議会でも要配慮避難者等のマニュアルづくりとか継続的に行われています。昨年度は災害要配慮者支援課とも連携しながら、懇談会も実施しました。副会長に座長をお願いしていましたので、今年度からこれを部会にして、引き続き副会長に部会長として協議していただきたいと思っております。

災害対応というのはやはりその都度状況に応じて継続的に意見交換をしていかなければいけないと思っています。それはどこかで災害が起きた場合、今回の場合は能登半島地震が大きな印象になっていると思いますが、能登半島で起きたことを受けて考えなければいけないことがあると思います。例えば能登で話題になったのは、二次避難の問題です。

今年はそういう問題を考えるいいタイミングじゃないのかなと思うわけです。来年は来年でまた別の災害が起きたとして、そこで新たな問題が起きて、そういう場合に江戸川区ではどうするのか。いろいろな社会のインフラも変化していきますし、継続的な部会として設置しておいた方がいいと思います。

当事者の方とかご家族の方とか、今災害が起きたらどのように避難するのかとか、事業者の方も福祉避難所として割り当てられていて、実際に災害が起きた時に受け入れができるんだろうかという不安をおっしゃっていた委員の方もいらっしゃったので、そういう話を主体的にこの協議会の部会の中で話し合って、そのような情報交換、意見交換をします。これまでどちらかというと区側から、こういうマニュアルを作るので、皆さんどうしたらいいですかと問いかけられるパターンが多かったのではないかと思いますが、できれば、この協議会から主体的に災害が起きた時に何が必要か話をていき、それを全部実現することは無理かもしれません、やっぱり言うべきことは区に対してお願いしていくというような形で進めたらどうかと思っています。

副会長には、今までの経緯も含めてどんなことをやればいいか、ご意見をお願いします。

副会長

防災に関しては、地域自立支援協議会の中でも何回か取り組みを行っています。その中で一昨年ぐらいに「障害者の防災マニュアル」を作成しておりますので、それについて、障害者の視点からもう一回見直しが必要ではないかと感じております。

それから区で要配慮者対応マニュアルが、平成29年に作成されていますので、その内容も見直しをする必要があると思います。

また、避難所対応マニュアルでの要配慮者への対応の記述が十分なのか、マニュアルに全ては記載できないと思いますが、障害者に対してはこういう配慮をしてほしいというところが多分あると思いますので、意見を出し合うだけでなく、ある程度の成果がマニュアルに反映できるような議論が進められればいいと思っています。

私自身は透析患者として、1週間に3回透析していれば普通に生活が送れるわけですが、1週間透析が受けられなければ生命の危機に及ぶという状況がありますので、避難はできても透析が受けられなければ生命が維持できないという状況です。災害対策として自助・共助・公助がありますが、他の病気や障害でもあると思いますので、その辺の対応をしっかり整備できればいいかなと思っています。

あとこの資料の中に一次避難や二次避難と記載がありますが、この二次避難というのは被災地外で生活するという意味であると先ほど会長からお聞きしました。普通、二次避難

というと福祉避難所のことをイメージしてしまうので、これら辺の用語もきちんと整理しながら議論が進められればなというふうに思います。

会長

ありがとうございました。そうすると部会の内容ですが、2024年度の検討事項に障害者防災のマニュアル、要配慮者マニュアル、避難所対応マニュアルでの障害者や要配慮者への対応を見直していくことと、もう一つ加えると、被災地以外への避難という4つの項目について検討いただければと思います。

能登半島地震でも透析されてる方は、多分、金沢とかに行かないと受けられないわけですね。被災地外避難というのが必要になる方もいると思います。この災害時の問題について、福祉避難所になっている事業者の方はいらっしゃいますか。この点について何かご意見やこういうことを話し合ったらいいんじゃないみたいなことはありますか。

委員

こちらの施設は福祉避難所に指定されていますが、避難訓練もまだ1回実施しただけでして、やはり見直しがすごく必要になってくるのかなと思っています。イメージが少し湧かない部分が職員にもありますし、災害時の想定を日々していかないと、その時が来た時に想定外のことばかりになってしまって、マニュアルに想定を加えていくことがすごく大切なと思うので、こういう機会があればいいと思います。

会長

頭の中での避難訓練みたいな機会にも、この部会を利用いただければいいのかなと思っているんですけども、他にご意見はありますか。

委員

本校は、医療的ケアが必要な子どもたちも在籍しています。そうすると、電源がどうしても大事なんです。その電源の確保となると、行政では必ずバッテリーなどを助成していただけますけど、それが2日に1回で本当にできるのか、どういうふうに電源確保していくのか。前の学校だと太陽光パネルを学校で独自で設置して、そこで蓄電をするものを入れて、そのような工夫を努力していました。そういう太陽光パネルなど電源を確保するものを併せて学校に維持しないと難しい状況もあると思います。

もう一つは、行政と要支援者の方も含めて、学校で避難する練習をしないといけないと思います。どこから入ればいいのか、どこで過ごせばいいのか、トイレの使い方とか一番大事な衛生面をどのようにきちんととするかという、始めにきちんとしていかないと不衛生になっていく状況もあります。モデルでも構いませんので一緒にやっていただいて、ほんとに動けるのか実際の動きをさせていただければありがたいです。

3点目は、ずっと要支援者を特別支援学校という、それは当然だと思うんです。本校の子どもたちも災害弱者になります。ただ、そういうふうに支援の子どもとか支援者が多いということは、そこに皆さん集中して、避難の運営をするところというのがどうしても疲弊するのではないかというところで、本来は例えば赤ちゃんがいるファミリー層とか、高齢者でも少し動けますよという人と一緒になれば、交代交代でそこで自立をしていくのではないかと思います。要支援者の方というのは支援する家族の方も年齢が高いと場合が多いので、お互いに自立をしていく、避難所の運営にはそこのマンパワーを行政や学校だ

けではなく、そこの避難所者も含めて自立していくという考えがないと本当に疲弊する問題かなと思います。

会長

介護者、支援者の側もせいぜい3日間ぐらいが限界だと思うんですよね。それは重度訪問介護の方の場合も同じなので、やはり被災地以外への避難はすごく重要ななると思ってます。まず電源確保については区ではどういうふうにされていますか。

障害者福祉課長

人工呼吸器の方たちの全ての家庭に、いわゆる蓄電池を配布させていただいております。ただ、それは福祉避難所としてというよりは個々の方に、必要な方に配布させてもらっているというような感じですね。

会長

それで大体どのぐらい蓄電池で電源が持つんですか。

障害者福祉課長

2～3日だと思います。

会長

2～3日ですよね。だからやっぱり2～3日というのが限界で、それまでにインフラが復旧しない場合は被災地以外に避難するしかないのでないかと思います。その被災地以外への避難というのはこれまで全く検討されてなかったということみたいなので、そこを含む議論していかないといけないと思います。

障害者福祉課長

水害の場合では、江戸川区外に避難することで、宿泊費の補助を一泊3,000円で3泊分出せるような形になっています。ただ、避難先でのサービスの保障まではまだ考えておりません。

会長

重度の方の場合、常に介護者と一緒に避難しないといけないのでそういうことも部会で、ぜひお話しitだければいいかなと思います。

それから聴覚障害の方の通信ですが、普段は通信やネットでSNSとかやりとりされているのでそれがあれば大丈夫ですが、地震が起きて携帯電話がつながらないという状況が起こりえると思いますが、委員の方で詳しい方はいらっしゃいますか。

委員

起こりえると思います。今は改善されてるというところもありますが、少なくとも音声の通信については、やはり災害が起こると回線が寸断されるのもありますし、そこに皆さんのが連絡取ろうと思って電話をかけると全くつながらないということがあります。唯一、データ通信はまだ多少通じやすいというのが過去の災害等でもあったと認識していますので、完全に基地局等が全部水害で水没してしまうと携帯電話も何十キロもデータが飛ぶわ

けではないので難しいとは思いますが、地震等で基地局が固定の回線も含めて生きていれば、基地局のバッテリーが持つ範囲であれば2、3日は恐らくつながるだらうと思います。

会長

データ通信が維持できれば、避難所や電源の場所の情報など、ある程度区からの連絡が可能になるし、聴覚障害の人もそれで結構安心できると思うのですが、独自に維持できる方法はありますか。

委員

昨今いわれているのは、能登の地震の時にも少し話題になりましたけれども、スターリンクみたいな衛星の携帯電話を導入しておけば、そこについては通信が地上の回線を一切使わないので電源さえ持てばつながるというのにはあります。ただ、全ての方に端末を配布することは現実的ではないと思います。能登の地震の際にも孤立しそうな区域の公民館などの拠点に通信の手段を配置しておくということがありましたので、拠点として福祉避難所などに配置してそこの通信は最低限確保できるようにするのはいいと思います。

会長

ありがとうございます。

委員

先ほどの通信絡みの件で、随分前になりますが台風19号の時に、私たち相談事業所は通信インフラをお持ちでない方、あるいは電話を持っていても使い方が分からない方などを把握しておりましたので、台風が近づいてきた時にそこを訪問して積極避難しましょうとか、避難所に行きましょうとかそのようなアナウンスをした経験がありました。

江戸川区は災害時支援の協定を交わしている団体がいくつもあって、その協定事業所の連絡会を設けていて、そこでも同じような話をさせていただいたことがあったのですが、この連絡会とこの部会とのすみ分けというか、例えば協定の連絡会で話し合われているけれども、そこでできない部分をこの部会に持ち込むとか、その辺りを少しイメージされているものなのか、ちょっとその辺りを比較させていただこうと思って述べさせていただきました。

会長

協定連絡会というのは、江戸川区内の事業者で防災計画に参加されている事業者ということですか。

委員

そうですね。これまでの個別避難計画の対象者について、医療と福祉との分担とかいろいろ話し合われてきたような記憶があります。

福祉部長

どちらかというと、この部会で具体的な課題とかそういうものを出していき、この部会では解決できないことをその協定連絡会なり災害対策本部なり、そういうところへ持ち上げていって区全体で考えていくという流れになるかなというふうには思っております。

会長

今、部長が言わされたような形で取りあえずは整理して、今年スタートなのでこの部会でやってみていいろいろまたご意見あればという形になります。

委員

私は、広域避難をどこにするか本当に分からぬといふところの不安全感と、あとオーバーリズムで泊まることができるところがあるのかがとても不安です。

もう一つは、蓄電池が高価で欲しくても購入することが難しいです。その点がとても不安なところです。

会長

蓄電池を配付されてることですが、1つだと2日が限度だと思います。やはり1週間分ぐらいは必要になると思います。だから、医療的ケアを必要とされている方の被災のレベルにもよりますが、被災地外避難を少しでも迅速にしていくことが結構大事だと思います。

東日本大震災の時は、関西の自立生活センターが個人的に知り合いだったということもあり、重度訪問介護を利用している方たちが、介護者も含めて皆さん関西へ引っ越しさせるという形で、二次避難の被災地外避難をしたという話を結構聞いています。先ほど校長先生がおっしゃられたように、重度訪問介護で利用者一人だけでも支援者が常に張り付いてる状態で被災した場合に、その支援が継続できるのはせいぜい72時間ぐらいが限度だと思います。だからやはり3日以内ぐらいに被災地外に移動することはすごく大事です。

その方法の一つは、遠方の老人ホームと連携推進法人をつくりマンパワーを融通することです。経営の効率化が目的ですが、災害の時に利用者をそちらの被災していない老人ホームに移動させたりすることもある程度は可能になります。普段から協定は江戸川区内の協定だけではなく、区外のできるだけ遠方の施設等との協定も締結しておくと、お互い双赢の関係で、先方が被災された場合は江戸川区で受け入れるというようなそういうことも必要なかなと思っています。

災害時自立支援部会の内容については、防災マニュアル、要配慮者マニュアル、避難所対応マニュアルの見直しと被災地外避難の検討を今年度の検討事項として、この部会を設置したいと思います。

メンバーについては、基本的には本人や家族の方、それから民生委員、商店街連合会長、避難所に指定されている施設の方と、あと居宅タイプの事業所や計画相談事業所等と考えています。協議会委員にはできるだけちらかの部会の委員になっていただきたいと思っています。部会の委員でない場合でもほかの部会に出席するのは構わないと思います。その部会の中で協議会委員以外の方で参加していただきたい方は、専門委員として委嘱させていただくという考え方をしています。

それでは、地域生活支援拠点部会の説明に移らせていただきます。こちらは災害時自立支援部会とは違って一つの目的を持って設定したいと思っています。

今年度は、地域生活支援拠点の設置を進めていきたいと思います。本年度から総合支援法でも義務化されますので、今年度中に必ず設置していただきたいと思っています。

実は地域生活支援拠点の整備については第4期障害福祉計画で出てきたもので、既に9年経過し、今年で10年目になっています。10年間、江戸川区でなぜこれができなかつたのか、去年の懇談会でいろいろお話ししていただいたのですが、結局イメージの共有がで

きていなかったという結論で終わっています。今年度はまず第1回の部会でイメージの共有をしていただいて、第2回からは具体的にどうすれば設置できるのか、誰が何をすればいいのか、それを話し合っていただき、第3回ぐらいの部会では、もう設置していただきたいと考えております。設置した段階でこの部会は解散させていただき、設置後は区と地域生活支援拠点になった事業所の間で、通常の連絡会議や地域拠点会議を開催していくことになります。

もし、そこで何か支障があれば地域自立支援協議会として関わっていくということはありますが、地域自立支援協議会としてはその他にもまだ今後、相談支援体制の整備や医療的ケアのサービス整備など、部会で話し合わないといけない案件がたくさんありますので、今年度に関してはこの地域生活支援拠点の設置を優先事項としますが、設置できるまでの部会とさせていただきたいと思ってます。

内容は皆さんで議論していきますが、地域生活支援拠点というのは障害種別関係ないので、身体の方、それから医療的ケアの方においても必要なものではあるのですが、まずイメージを共有するためには、重度行動障害のある方に焦点を絞るという形で、今年度はすぐに設置していただきたいなと思いました。違うご意見あれば変更したいと思います。

重度行動障害のある方等を含む知的障害の方たちが今利用している通所の生活介護事業所と計画相談事業所の方で連携して、まず施設入所リスクの高い世帯、つまり親御さんと同居されていて、親御さんも本人も年齢が高い高リスク群を中心にスクリーニングしていただきます。

江戸川区で継続して地域生活をできるようにするというのが地域生活支援拠点の目的ですので、その方たちが施設入所にならないためにはどうしたらいいのか、体験入所とか緊急時のショートステイの個別支援計画を誰がどこで作るのか、このようなことを2回目ぐらいの部会でしていただきたいなと思っています。

3回目までには行動障害のある人を含めたそういうリスクの高い人たちの居宅訪問介護やグループホームでの受け入れ、ショートステイ等を実施していただいて、そこで課題を話し合っていただくというようなイメージで検討事項を考えています。

国のマニュアルでは、ご自宅から本人を連れてきて体験入所やショートステイをするという形になっていますが、それだけではなくて自宅で介護者が24時間介護するなどのようなことも含めてフレキシブルに考えていただきたい。

行動障害の強い方は環境が変わるとストレスが高まる可能性がありますので、本人が家から出て体験入所の場所でなじめるのであればいいのですが、そうとは限りませんので、もし自宅で落ち着いてる状態であれば、自宅で親ではなく介護者が介護する体験をしていただくなど、そういう制度もぜひ導入していただきたいと思います。

親御さん自身も施設入所のニーズがある方が結構いらっしゃると思いますので、親御さんの介護保険施設への体験入所を兼ねるという考え方も、これは本人と親御さんの意向が第一ですけど、そこも含めて検討していただきたいなと思っています。

構成員は現在の協議会委員の中で、この検討内容に合わせて入っていただくという形になると思います。年に4回程度と書いていますが3回で終わればさらによいと思います。最終的には設置の目途がついた時点で終了と考えますが、事務局から補足等はありますか。

障害者福祉課計画調整係長

会長からかご説明いただいた流れと内容で、今年度、江戸川区地域生活支援拠点が形あるものにつくることができればと考えております。皆様のご協力をいただきながら、ぜひ

目標に向かって力を合わせていけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

会長

それでは、検討内容についてご意見やご質問等があれば、ぜひお願ひします。

委員

先ほどの会長からの説明で、部会1回目のイメージ共有、そして2回目で誰が何をどうするのか、多分この辺でコーディネーターの機能などの話があるのかなと、その先々は地域生活支援拠点等で磨かれていくみたいなイメージで非常に興奮したところがありました。

先ほど他の委員から虐待のことでお話がありましたが、そこで対応してもその後の生活は続していくわけで、やはりその辺りを考えると、ニーズキャッチの部分もそうですが、拠点等の本質といわれてるサービス提供事業所方針のネットワーク化というか、相互理解も必要になってくると思いますし、そういったところは地域生活支援拠点等連絡会での継続協議に持ち越して、とにもかくにも今年度はこの部会の中で形をつくるというそういう理解でよろしいでしょうか。

会長

要するに、この部会はとにかく地域生活支援拠点を取りあえず最低1つはつくるということです。行動障害、知的の方と精神の方、重度身体、医療的ケアの必要な方、それぞれちょっと違ってくると思いますので、それが得意な事業所や得意でない事業所もあり、それはもう得意な事業所の地域生活支援拠点というようなイメージで考えます。それは江戸川区の実情がいろいろあると思いますので、地域生活支援拠点等連絡会で自然にできあがっていくものなのかなと思ってます。

それから、支え手一般の心の持ちよう等に関してはどちらかというと相談支援研修的な相談支援体制の整備と関係してくると思うので、それは地域生活支援拠点だけではないもっと大きな枠組みかなと思います。

委員

一福祉事業者からすると、この話題はすごく注目せざるを得ないというか、ずっと意識していた部分ではあるんです。4回、できれば3回で決めたいという中で、どの事業者に声をかけて、その事業者からどの立場の人に会議に参加していただくかということが大事そうだなという気がしています。その3回の中で決めていくには、区としてどういう方向にもっていきたいのかきちんと理解した上でお引き受けできると判断ができるような人が出てこない限りは、会議のその場で決まることはちょっと難しいだろうと思います。

ここに書かれている事業所の事業者には広く声がかかるのか、それとも区のほうである程度、例えば知的分野だったらここ、精神の分野だったらここみたいなところで選定されて声をかけられるのか、また先ほど災害時自立支援部会は、副会長に会長をお引き受けいただくというようなお話がありましたけれども、こちらの地域生活支援拠点部会のほうはどうなたが会長を務められるのか、少しお聞かせいただきたいと思いました。

会長

協議会会長の私は両方の部会にできる限り出席しますが、地域生活支援拠点部会の部会長は私以外でこの部会の中で選んでいただきたいと思っています。もしも、知的障害に特

化、焦点化してやるんであれば、どの事業者を呼んだらいいかというアイデアがあれば教えていただきたいです。

委員

ここに書かれている福祉事業所以外にこういう事業体に声をかけたほうがいいんじゃないかなというアイデアがあるかというご質問ですか。

会長

それもありますし、具体的にお名前を挙げていただいてもいいです。それで決定するというわけではありませんが、例えば障害者支援ハウスとかが中心になるのかなと私は勝手なイメージで思っていますがどうですか。

委員

やはり区立事業所はもちろん名前が挙がるだろうと思います。江戸川区はいろんな連絡会がありますし、就労なら就労の元々持っている協議会があると思います。居住だったらグループホームでもありますし、そのようなところから代表に出ていただくこともできると思います。とにかく数が多いので、福祉事業者全体に声をかけると逆になかなか決まりづらいのかなと思います。ですので、それぞれの分野で代表を出していただくのか、区である程度目星を付けて声かけられるのか、どちらかなと思ったもので質問したところです。

会長

私は区の実情も現場もわからないのですが、結局リスクを抱えてる方のほとんどが区立の生活介護に通所されていると思うんですよね。その対象者を一番理解しているのは通所している介護事業者ではないだろうかと、だからそこが中心になって考えてもらうということが一つの考え方かなと思いました。

でも、彼らだけで何とかしろと言っても無理なので、その利用者に関わっている計画相談支援事業者に入っていただき手伝ってもらう。そこに計画相談支援事業者がつながっているグループホームなり重度訪問介護事業所なりに入っていただくというような感じで、一応ターゲットを通所の生活介護の利用者に充てていくという考え方でうまくいくのかを逆に伺いたいです。

委員

だいぶ障害分野が限定される印象があります。私は普段は精神障害をお持ちの方が主な対象者であるので、今のお話だと精神の方はちょっと使いづらいかしらと思いました。まずはそこでやってみるというご判断なのであれば異論はありませんが、できれば3障害プラス難病とかそれぞの分野で代表が出てくるといいのかなというふうに思います。

会長

そういう考え方もあると思っていました。ただ、一応データで見ると、やはり同居されてる親御さんの年齢層が高いのが知的の重度の方たちなんですよね。医療的ケアは若干ご家族が若い印象があります。とにかく急がないといけないのは知的かなという判断です。1つ知的でそういうものができれば精神でも同じパターンで、協議会以外のところでつくれないか、もし、それがつくれなければ知的ができたらその後、医療的ケアなり精神なり

の同じような部会をつくっていくやり方ももちろんあると思います。

委員

江戸川区の場合、精神障害のある方に関しては地域定着支援というサービスが非常に多く支給決定されていると思います。ただやはり地域定着支援だけでカバーし切れない部分もあります。この拠点等の機能は地域生活の継続のための支援と、あともう一つの柱が地域移行の促進だとすれば、江戸川区の場合は例えば区事業として精神障害の方には体験の場を独自に設けていたりといったリソースもありますので、そんなふうに考えると知的の方だけでいいのかなと感じたところです。

会長

知的の方だけという意味ではなくて、知的でまずつくるということですね。その次に他の障害もという考え方です。それでよろしいでしょうか。

委員

ありがとうございます。その方針みたいなものが最初に周知された上で進めていけると納得感が増すのかなというふうに思いました。その前提がないと、もしかすると知的障害以外の方が江戸川区はその方向なのかしらと思われる可能性はあるのかなと思うので、今年度に関してはこれでいきます、次年度以降広げていきますというようなことが最初に周知されるといいなと思いました。

障害者福祉課計画調整係長

今回の協議会で部会について皆さんのご意見を伺って、その上で地域生活支援拠点等の事業者として登録していただくというスケジュールを考えております。どんな事業者に登録をしていただくのか、この部会でご意見をいただきたいというのが事務局の考えです。

江戸川区は令和5年度までは、地域生活支援拠点等を面的整備ですということで計画書に書いて、そういう形で日々就労困難ケース等もやっていただいたわけですが、実際に難しいケース、いろいろな困難が伴う緊急的なケースについて、現場ではもう皆さんのが努力によって回っているという現状だと思います。

この事業者とこの事業者は地域生活支援拠点等の事業者です。なので新しく何かが起きた時には、まずここの相談支援事業所が地域生活支援拠点等ですからそこに相談してください。そういうことを具体的に来年度以降決めていきたいと思っています。その基準を区だけで決めるのではなくて、どんな物差しにあたっている方を地域生活支援拠点等の事業者として皆さんの合意の下に決めていけば、実際に緊急事態が起きた時に今よりよりスマートに回っていくだろうという、そういう想定で部会を進めていければと考えています。

会長からお話しをいただいたように、国の審議会などでも、親亡き後とか高齢化、重度化、強度行動障害や知的の重度の方というのが実際問題多いので、それらを鑑みて重度の行動障害である方をまずターゲットに考えてみようかといったところかなと考えています。

委員

やはり本校は小・中、高等部、知的障害ですよね。そこによって切れ目ない支援でその拠点に活かしていくのには、それをそういうものをつくっていく時のその連携とか引き継ぎの考え方とか、あと学校ではこう思っていて、こういう将来にこうしてほしいんだと

いうところ、保護者がどういうようなニーズをそこに期待しているかとかなど、そういうところが反映いていただければいいなと思います。そこでつくりましたとか、どうしてもそこのステージに行かないとそこでしか相談できないというふうなイメージを今持ってしまったので、やはりそこは本当に障害の子どもたちが、生きてから段階的に切れ目なくフォローアップができる江戸川区というのが、そういう形で時折、そういう学校の話も反映していただける協議会であればいいなと思いますので、話させていただきました。

会長

趣旨はよく分かります。本来、地域生活支援拠点というのも一生を見据えての暮らし方なので、もっと早い時期からやっていくことが国の示してあるアイデアなんです。いかんせん江戸川区は実質的にはいろいろされてることもあると思うのですが、地域で暮らし続けていくという意図をもったサービス提供や相談支援体制というのが、これまでできていなかったと思うんです。もう親御さんが90歳を過ぎていて、とにかく施設に入れてもらうしかないとおっしゃる方がかなりの人数いらっしゃって、そこへの対応がやっぱり緊急課題だなというふうに意識しています。

障害者福祉課長

できてなかつたと言われてしまうと非常にしんどい。実は、区のケースワーカーも結構かなり動いていて、そのつなぎのところはかなりフォローしてきたと思っていますので、ちょっとてきてなかつたって言われてしまうと頑張ってる区の職員がなかなか苦しいなとはちょっと思っているところはあります。

福祉部長

先ほど委員からもお話をあったように、かなりの多くの事業所があって、事業者自体が頑張っているというところもあるんですね。江戸川区の方針としては、共生社会ビジョンを掲げ、それで皆さん江戸川区で一生過ごしてもらいたいという思いで区は進んでいます。先生から見たらそうなっていないのかもしれない、そこはご教授いただきながら足りないところは充足させていかなければならぬと思います。そういう意味で第6期の時には面的に地域生活支援拠点を整備するという、試練はたくさんあるでしょうということで、精神の面でも健康部と連携しながら地域生活支援の移行というのはかなりやっていると思うんですね。ですからそこも大事だなというふうには思っております。

会長

現場の事業者や行政もいろいろ努力されることは分かるわけですけれども、それではどうして厚生労働省の資料の中で、江戸川区の地域生活支援拠点の整備に丸が付いていないんですかということを言いたいわけですよ。あそこに丸が付いていればこんな部会つくる必要もなかつたんで、私はなぜそこに丸が付かないのかがいまだに理由が分かりません。

そういうことでいろいろこの部会の内容については、会長である私と事務局の間の擦り合わせも不十分です。考えていることはかなり違っているような気がしました。それも踏まえて、でもとにかく地域生活支援拠点をつくらなければいけないということで、部会の設置を承認いただければと思います。

この部会の構成員について、協議会委員の方にはできればどちらかの部会員になっていただきたいです。もちろん毎回出席できない場合もあり得るでしょうし、部会員でなくて

も別の部会に参加されるのも、当然、協議会委員なんですから結構だと思いますが、どちらの部会を希望されるか、順番におっしゃっていただけますか。

—委員の部会選択—

委員

構成員について、発災時や災害時の避難で特に医療的ケアが必要で電源が必要な方の区域外の避難というお話をあったと思いますので、その搬送支援してくれるような団体、例えば日本赤十字社も救護班の人など、特に地震の場合には自分で広域避難することが難しくなると思いますので、そういう方もちょうど関係者として声をかけていただけるといいかなと思いました。

委員

やっぱり児童期、幼児期から強度行動障害を予防していくような取り組みができるのかという話が今すごく事業部署間でも話しているところもありますので、この部会ではなかなかすぐ難しいと思うんですけど、ちょっとそこにつながるような学びができたらというふうに思っております。

委員

できれば小児在宅医療などを率先してやっていただいている先生がおられます。その先生は、熊本地震とかいろいろなところも行かれたというところで、どういうものが大事かっていうことの視点を持たれてる先生だと思いますので、もし、その委員に入ると力強いかなと思っております。

会長

部会の所属については、事務局でまとめていただけたらと思います。

以上でようやく部会の議題が終わりました。3つ目の議題に入りますが、もう時間も非常に少ないので、資料の説明だけ事務局からお願ひできますか。

障害者福祉課計画調整係長

では、資料2をお手元にお願いいたします。この資料は令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間とした、第6期江戸川区障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の実績についてのご報告になっております。

1ページ目が就労関係の状況です。太線で囲った部分が目標値となっておりまして、その左側が3年間の実績値になっております。目標達成できたものやできなかつたものがありますが、就労については新型コロナウイルス感染症の影響により、行動が制限されたことが大きく反映されているというような結果となっております。

2ページ目は、福祉施設の入所者の地域生活への移行です。地域生活の移行者数については、目標値10人としましたが、3年間の累計で17人が地域での生活に移行できたということですが、全体としてまだまだ地域生活をどう支えていくかについての努力が必要であるという結果になっております。

3ページ目は、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築で、入院中の精神障害者の方の地域移行の促進ということで目標値を設定しております。地域移行支援等4

項目ありますが、どの項目も目標値を達成できたという結果になっております。

続きまして、4ページ目をお願いいたします。今いろいろなご意見を頂戴しました地域支援生活拠点等についての機能の充実ということですが、こちらについてはまた第7期にも引き続いてやっていきたいといったところでございます。

障害児支援の提供体制の整備等につきましては、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービスの件数が、5ページの一番上の成果の分析に記載されていますが、3年前よりもどちらもかなり数値が伸びているという状況ではあります。ただ、区全体としてはまだまだ整備が必要かというところです。今年度は児童発達支援センターも3カ所になりますして、そこでも重症心身障害児をお受けしていく方向です。

医療的ケア児コーディネーターの配置と障害福祉サービス等の質の向上については、資料をお読みいただければと思います。

資料2については以上でございます。

会長

ありがとうございました。こちらお手元に、この第3次障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画と昨年度作成した冊子があります。福祉計画は国が基本指針を定めており、そこでいろんな目標値が設定されていて、各自治体が成果目標という形でそれを達成することが求められているわけです。第6期が終了しましたので、その達成状況、目標値に対して、先ほど説明があった資料2で示されたということになります。

そこで、私から申し上げたいのは、資料3になります。まず、施設入所ですが、第1期障害福祉計画の時から求められている国の成果目標では、第1期から第3期まで全部まとめて9年間で、平成17年の入所者の数を10%削減してくださいというのが基本指針です。

江戸川区では平成17年10月に401人の方が施設入所されていたので、平成26年度末にはその10%削減する必要があり、目標値が360人になります。それに対して江戸川区の実績は405人なので45人分が目標を超過している状態になります。

次に、国は第4期では平成25年度末の人数から4%以上削減してくださいという形で、第7期現在まで基本指針が示されています。江戸川区では本期においては国の基準値で406人のところ、目標値を428人に設定していて、令和4年度実績としては424人が現在入所中であるという表です。

この表では、目標に対してそこそこ実績上げてるよう見えますが、この計算方法は恐らく国とは別の計算方法でして、国は401人の入所者に対して9年間で10%削減、その次には、さらにそこから4%削減、第5期においては、さらに2%削除というように国の計算方法で削減した場合に、今何人になっているかという数値は $401 \times 0.9 \times 0.96 \dots$ となりまして、計算では317人という数字が出るんですよ。これ多分、国ではすぐに計算できるものなんですね。実際、江戸川区の第7期の目標値は428人で設定しており、実績が428人であればよいということになっているますが、国の計算方法の317人を基準値として考えると、111人分が隠れ肥満という状態になっているということなんですね。

各自治体には独自性というのは認められているのでそれは構わないんですけども、ある意味428人という目標値は江戸川区が勝手に作った基準値です。健康診断表に例えると全国平均の血圧は317人が基準となります、江戸川区は428人で大丈夫なんだと思っている。基準血圧が違うということです。

もちろん国の言うこと全部聞く必要はないんですけども、逆に言うと、国からしてみれば、この111人分は江戸川区が自分の判断で入れている分ですよね。だから国としては

施設入所募集としては 317 人までは面倒みるけど、そこから先は江戸川区でやってくださいねというようなことを言い出しかねない。そういう理屈が出てくる可能性はゼロではないということです。

江戸川区だけの問題ではなく、恐らく東京都自体がこの施設入所に関しては、平成 17 年の基準を維持するという国とは違う方針を出しているんですね。それがあるので江戸川区のこの数字でも今は妥当的に見えるわけですが、東京都の方針自体がいつひっくり返るか分からぬ。10 年以上続いているのでやっぱり都の施設入所数を削減しないのはおかしいのではないかという意見が議論の中では出てきているんですよね。

だから、やはりどうこうするということではなく、常に国の基準だったら本当とは何人なのか。都の基準だったら何人で、江戸川区はそこからどのくらい逸脱しているのかという認識はすごく大事だと思うんですよね。それが計画書に書いている自治体というのはまずないので、せめてこの地域自立支援協議会の中では実態が分かるような数字を出していただきたいなと思っています。

参考資料①は厚生労働省が出している第 6 期障害福祉計画の基本指針の概要です。

1 ページに基本方針の見直し事項があり、2 ページに成果目標が書いてあります。成果目標というのは数値目標なのでどうしても数字に振り回されるんですけど、実は成果目標と連動して 3 ページに活動指標があります。この活動指標にも例えば参加者数、利用者数という数字もあるんですけど、③地域生活支援の充実を見ると、設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証および検討の実施回数などが書かれています。この活動指標も数値になっていますが、より質的な評価が求められてると思います。本来はこの地域自立支援協議会の中でこういう活動指標に関して、江戸川区の現状についてできているところ、できていないところを話し合ったかったんですけども、そういう時間が昨年度はなかったので、国の基準と、都の状態と江戸川区がどのぐらいの位置にあるのかということを認識して共有していくことがすごく大事です。ただ自治体にとってはできないことを言うのはすごくリスクが高いというのもよく分かるし、そういうものは出している自治体はほとんどないとは思うんですけど、行政に間違いはないという時代は措置制度で終わっていますので、もう利用契約制度になった限りはやはり現状を常に正確に把握して、問題点を利用者や事業者で話し合ってどうしたら良くなっていくのか、そこを考えていくことがやっぱり基礎構造改革以降の福祉サービスの在り方になっていると思うんですね。なので、その部分で、まだ区の考え方方が、私自身の偏見かもしれませんけど措置制度時代の名残を感じますので、そういったことを少し変えていただいたほうがイメージ共有しやすいと思います。

計画行政とか P D C A サイクルというのは計画どおりにいかないことが前提になっていますので、目標に対して実績が足りていない原因や目標に達成しない理由、どこをどう変えたらいいのかということを話し合っていくことが行政の仕事なんだろうと思っています。

そういう意味で、この障害者計画、障害福祉計画についての見直し等の意見交換は今回できませんでしたので、次回以降とさせていただきたいと思います。

最後に 1 つ、今年も懇談会を企画したいのですが、去年積み残した就労に関する懇談会と、障害児教育、発達支援の懇談会の両方をやりますか。大変になると思いますが一応、両方やる方向で今日のところは終わらせていただきたいと思います。片方しかできなかつた場合は、必ずもう片方は来年やるという前提でいきたいと思います。

続きまして、議事 4 「地域自立支援協議会スケジュールについて」 事務局から説明をお願いします。

障害者福祉課計画調整係長

地域生活支援拠点部会と災害時自立支援部会について皆様からご意見を頂戴いたしまして、ご参加いただけた委員の方のご希望も聞かせていただきたいところです。

資料4の表のように、5月から来年3月までの間に、地域生活支援部会を4回程度開催し、あと2回開催する地域自立支援協議会で部会の進捗状況を報告させていただきながら、進めていきたいと思っております。

災害時自立支援部会は、年3回程度予定しています。内容についてはあくまでも資料4の中の文言ということで、部会の中でまた改めて調整していきたいと思います。

資料裏面は、協議会の日付と場所、議事内容になっております。

会長

スケジュールについて、よろしいでしょうか。

続きまして、議事5「その他」になります。

障害者福祉課長

その他については、資料7と資料8に障害者福祉施策と精神保健対策の概要ということで整理させていただいております。ご覧いただければと思います。

会長

それでは、第2回協議会は11月13日になりますが、それまでに部会および懇談会のお知らせがありますので、参加をお願いします。

以上で本日の議題は終わりましたが、何かありますでしょうか。

委員

次の地域自立支援協議会の前に懇談会が開催されるということで、私は地域生活支援拠点部会に参加したいと希望しましたが、拠点登録とともに見据えて構成員や事業者に声をかけるという話もあったように思いますが、委員以外の参加について、ここに入って構成委員になりたいという場合にはどのようにしたらよいのでしょうか。

障害者福祉課計画調整係長

この部会に入った方を構成員と表記しており、地域生活支援拠点等を構成していくという意味ではございません。地域生活支援拠点等のそれぞれの5つの役割をどのような方に担っていただくかということについての物差しを、この部会の中でご意見をいただいて決めていきたいといった意味です。部会のメンバーは昨年開催した地域生活継続懇談会のメンバーなどをイメージしています。

委員

昨年度の懇談会に参加した際に、この事業所にも入ってほしいなみたいなことを思つたりもしたので、そういう事業所に声をかけていただくとか、そういう方法はありますか。

障害者福祉課計画調整係長

まずは事務局で今回のような生活介護事業所とか相談計画事業所とかいうのではなくて、

事業所の名称を入れたものを地域生活支援拠点部会に入りたいと言ってくださった委員に一度お示しして、こんなメンバーでいかがですかっていうのを出させていただくのはいかがでしょうか。

委員

分かりました。ありがとうございます。

会長

それでは、よろしいでしょうか。

以上をもちまして、第1回地域自立支援協議会を終了させていただきます。ありがとうございます。

—終了—